

肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、町内の飼い主のいない猫又は多頭飼育崩壊現場の猫に不妊手術を受けさせることで繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の確保を図るため、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）不妊手術 猫に対する避妊又は去勢手術をいう。
- （2）飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- （3）さくら猫 不妊手術済みのしるしに、耳先をさくらの花びらのような形にV字カットした、飼い主のいない猫をいう。
- （4）地域猫活動 住民やボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施して、これ以上繁殖しないようにし、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- （5）TNR活動 飼い主のいない猫を捕獲し、不妊手術を受けさせ、元の場所に戻す活動をいう。
- （6）多頭飼育崩壊現場 飼い主の無秩序な飼い方によって猫が異常繁殖し、飼い主が飼育不可能となった現場をいう。

（交付対象者）

第3条 手術チケットの交付を受けることができる者は、本町に住所を有する個人（20歳以上の者に限る。）又は本町に住所を有する20歳以上の者が1人以上属する団体であって、公益財団法人「どうぶつ基金」に登録がある動物病院で不妊手術を受けさせることができる者とし、次の各号に該当する者をいう。

- （1）町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせ、地域猫活動を行うことができる者
- （2）多頭飼育崩壊現場における飼い主
- （3）その他、町長が認める者

（交付対象外）

第4条 次の各号に掲げる猫について、不妊手術を受けさせようとする者は交付の対象外とする。

- （1）多頭飼育崩壊現場における飼い猫以外の飼い猫

- (2) 飼い猫にする予定の、飼い主のいない猫
 - (3) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
 - (4) チケットの交付の申請を行う前に既に不妊手術を受けた猫
 - (5) その他町長がチケットの利用が適当でないと認める猫
- (交付申請)

第5条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付条件確認書（別記第2号様式）
- (2) 手術を受けさせようとする猫の写真

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、どうぶつ基金にチケットの交付申請を行うものとする。

2 町長は、どうぶつ基金からチケットの交付又は不交付の通知を受けた場合は、肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

3 町長は、どうぶつ基金からチケットの交付を受けた場合は、申請者に前項の通知とともにチケットを交付する。

(申請内容等の変更)

第7条 申請者は、第5条の申請の内容（交付枚数を除く。）の変更をしようとするときは、肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付変更承認申請書（別記第4号様式）を町長に提出して承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット変更承認通知書（別記第5号様式）により通知する。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第8条 町長は、チケットの交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、チケットの交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が不相当と認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によりチケットの交付を受けたとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、町長は、肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付決定取消し及びチケット返還通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(利用報告)

第9条 交付決定者は、チケットを利用した不妊手術を実施したときは、当該手術が完了した日（第6条の規定により交付されたチケットが複数枚ある場合にあっては、最後のチケットを利用した不妊手術が完了した日）の翌日から起算して7日を経過する日又はチケットの有効期限日後7日以内のいずれか早い日までに、肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット利用報告書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

第10条 交付決定者は、交付されたチケットのうち、有効期限内に利用しなかったチケットについては、速やかに町長に返還するものとする。

（免責）

第11条 町は、交付したチケットの利用を目的として行われたTNR活動及び関係する住民、団体、動物病院等との間に生じた事故、紛争、費用等について、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

この要領は、令和5年12月 日 から施行する。

肝付町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(団体の場合は、団体名及び代表者氏名)
連絡先

肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付申請書

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の交付を受けたいので、肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 猫の生息場所 _____

2 チケット交付を申請する事由 （飼い主がいない猫 ・ 多頭飼育崩壊）

3 飼い主がいないことの確認者 **※多頭飼育崩壊現場の飼い主は記入不要**

住所	肝付町		
氏名		電話番号	
飼い主がいないことの確認日			

※確認者は、申請者と別世帯に属する者とする。

4 申請枚数 _____ 枚 （内訳） オス _____ 頭・メス _____ 頭

5 チケット利用予定の動物病院 **※どうぶつ基金に登録している病院であること。**

病院名			
所在地		連絡先	

6 動物病院までの運搬者

住所			
氏名		連絡先	

第2号様式（第5条関係）

肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付条件確認書

1 交付条件

- 肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領を遵守します。
- 町内に生息する猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないよう地域住民等（振興会長など地域の代表者を含む。以下同じ。）に周知を図ります。
- 本事業に関連して生じた事故、紛争、費用等について、町は責任を負わないことを了承します。
- チケットの利用に当たり、その捕獲、運搬及び不妊手術に伴う事故や費用の発生、地域住民等やTNR活動の協力者等との問題等が生じた場合は、その一切の責任を負い、誠意をもって対応します。
- 餌は必要な量だけ与え、置き餌はせず、食べ終わったらすぐに片付けます。
- ふんの回収・清掃を行い、周辺の清潔を維持します。
- 不妊手術の際には、猫の耳先をV字カットすることに同意し、耳先にV字カットが入った猫は、不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、さくらねこの理解普及に努めます。
- 希望どおりの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てません。
- チケット利用後は速やかに報告書を作成し、本利用取扱要領にて定められた期限までに報告します。また、利用しなかったチケットは、速やかに返却します。
- 町、どうぶつ基金等からの指示、指導等があった場合は、速やかに対応します。
- チケットの利用方法が不相当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し、又は返還の求めに応じます。

チケットの交付申請を行うに当たり、以上の条件を確認し、遵守します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

㊞

（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）

（署名又は記名押印）

連絡先

第 号
年 月 日

様

肝付町長



肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）
（以下「チケット」という。）の交付については、下記のとおり決定したので、肝付町さくら
ねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領第6条の規定により通知します。

記

- 1 チケット
交付 ・ 不交付（理由： ）
- 2 交付枚数
- 3 チケットを利用する動物病院
- 4 チケット番号及び有効期限
- 5 利用報告書の提出期限
- 6 交付の条件
 - (1) チケットの利用に当たっては、肝付町さくらねこ無料不妊手術事業利用取扱要領及び肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付条件確認書（別記第2号様式）に記載された事項を守ること。
 - (2) 不妊手術終了後は、速やかに肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット利用報告書（別記第7号様式）を提出すること。

年 月 日

肝付町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）

連絡先

肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記事業の申請内容を下記のとおり変更したいので、肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領第7条第1項の規定により承認くださるよう申請します。

記

1 変更内容

変更前

変更後

2 変更理由

第 号
年 月 日

様

肝付町長



肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケットの交付の申請内容について、申請のとおり承認したので通知します。

記

1 変更内容

変更前

変更後

2 条件等

第 号
年 月 日

様

肝付町長



肝付町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付決定
取消し及びチケット返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したチケットについて、肝付町さくら
ねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領第8条の規定により交付決定の全部（一部）を
取り消しましたので通知します。

あわせて、下記のとおりチケットの返還を命じます。

記

- 1 返還すべきチケットの枚数 枚
- 2 返還期限

